高砂市ユーアイ福祉交流センター

感染症対策への取り組み

【新型コロナウィルス感染症対策に対する貸館規則の制定】

- 1、換気の状態
- 2、人の密度の状態
- 3、会合、イベント等の把握(不許可行為)
- 4、参加者の把握

【施設内での取り組み】

- 1、センター入口に手指消毒用アルコールを設置
- 2、非接触型体温計を管理室に常備して、検温できる体制をとる
- 3、センター内の換気を強化
- 4、トイレ設置のハンドドライヤーを使用中止
- 5、交流スペース使用後の清掃、貸出備品の消毒
- 6、共用部(多頻度で手に触れやすい扉や取っ手等)は定期的な清掃、消毒
- 7、換気ができない2Fミーティング室の利用休止
- 8、2F帆っとスペース、1F情報コーナーの利用人数制限による机、椅子の配置替え
- 9、受付場所での飛沫感染防止対策の実施(透明カーテン設置等)

【交流スペースを利用される方への取り組み】

- 1、マスク着用、手洗い・消毒、咳エチケット実施のお願い
- 2、発熱、風邪症状のある方や体調に不安のある方の来館は控えることの承諾
- 3、1時間に1回5分程度の換気を行う
- 4、貸館を大声での発声、歌唱や近接した距離での会話を伴わないものに限定する
- 5、貸館申請者(代表者)には、参加者の特定と必要な場合は名簿提出をお願いすることの承諾
- 6、自粛解除後の貸館基準に基づき、スタッフは適正な利用提案を行うことの承諾

【施設スタッフに対する取り組み】

- 1、マスクを着用して業務し、化粧室利用後、食事前は手洗い・消毒の励行
- 2、毎日、就業前に検温し記録する
- 3、発熱等風邪症状がみられる時は、上司へ報告し、症状が改善するまで出社を控える
- 4、可能なかぎり時差勤務
- 5、多くの人が集まるイベントや行事等への参加を極力避ける

高砂市ユーアイ福祉交流センター

新型コロナウィルス感染症対策に対する貸館規則について

国や兵庫県の動向を注視するとともに、高砂市の考え方に基づき、クラスター発生リスクが高い「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集集団」「間近で会話や発声をする密接場面」の3「密」を避けるため、下記の基準に留意して適宜判断して貸館を行います。

1、 換気の状態

定期的に換気する対応をとる(1時間に1回5分程度) ※窓や換気できない場所は使用できない(ミーティング室)

2、 人の密度の状態

1 人あたり4平方メートル程度の広さを確保し、定員を大幅に超えないようにする。 新たに交流スペースごとの利用定員目安を下記に定める。

1F	定員(名)		2F	定員(名)	
	現行	改定	2 Γ	現行	改定
交流スペース1	30	15	交流スペース6	30	15
交流スペース2	30	14	交流スペース7	54	26
交流スペース3	36	17	交流スペース8	27	14
			交流スペース9	24	10

3、 会合、イベント等の内容

濃厚接触の恐れのある事業内容は利用できない。 近距離での会話や発声、高唱を避ける。 飲食を供するものは利用できない。

4、参加者の把握

会の責任者(主催者)は参加者が特定するための手段の確保。感染防止措置として、必要な場合は参加者名簿の提出を依頼する場合がある。

参加者には自宅にて体調を確認し、発熱・風邪症状など体調不良の場合は、自宅待機するよう事前に周知しておく。